

富田林市市民公益活動推進指針

～市民とのよりよい協働のために～

(平成 18 年 9 月作成)

総 括（案）

2

令和 6 年 3 月 25 日 現在

富田林市

目次

総括にあたって	1
1. 協働のための支援方策について（指針：P 8）	2
(1) 活動拠点の整備	2
① 市民公益活動支援センターについて	2
② 活動拠点の提供・整備について	5
(2) 情報公開について	7
(3) 補助制度について	8
(4) 人材の育成について	9
2. 協働の方策について（指針：P10）	10
(1) 協働の相手について	10
(2) 「協働型」業務について	15
(3) 委託制度について	16
(4) 指定管理者制度について	17
(5) 評価制度について	17
3. 推進体制について（指針：P14）	18
(1) 「市民公益活動推進と協働のための市民会議」について	18
(2) 推進本部について	18
(3) 研修について	19
(4) 支援・協働施策の制度化について	19
4. 新しい課題への対応（指針：P15）	20
(1) 地域性を活かした施策の展開	20
(2) 新たな展開	21

本市では、平成18年9月に策定した「市民公益活動推進指針」に基づき、市民公益活動の推進と市民との協働によるまちづくりの推進に取り組んできました。しかし、この間、東日本大震災の発生や新型コロナウイルスの影響などによって社会システムが大きく転換したことで人と社会との関わり方が変容し、言わば、社会生活のあらゆる場面で「多様性」や「自分らしさ」を追求し、さまざまな手法により自己実現をめざす人が増えてきました。

このような社会との新たな関わり方として、起業や副業、テレワークなど多様な働き方が広がる一方、ボランティアや地域活動など社会貢献活動においてもグローバル化やビジネス化が進み、また組織としてではなく個人レベルでの活動が増えるなど、市民公益活動の分野においてもそのあり様が変わりつつあります。

また、行政と市民との協働に関しては、本指針が策定された当時は、まちづくりの新たな手法として「協働」が声高に叫ばれ、「本市第4次総合基本計画」では「市民参加のまちづくり」、その後の「本市総合ビジョン」では「市民との協働」がまちづくりを進めていくうえで最も重要な柱として位置付けられたことで、現在では市のさまざまな施策の中にこの理念が取り入れられています。そして、多様化する市民ニーズを面前に行政に求められる役割が増える中、今や「協働」は行政にとってなくてはならない、不可欠なものとなっています。

このように社会状況が大きく変化し、市民公益活動もますます多様化、個別活性化する中、「協働」による効果が最大限発揮できているのか、また現指針が示す「協働」の考え方やあり方が現在の社会状況に対応できているのかなど検証する必要があります。そして、これからの時代に求められる新たな市民公益活動や協働のあり方を示すことで、本市におけるまちづくりのさらなる活性化を図っていくことが重要であると考えています。

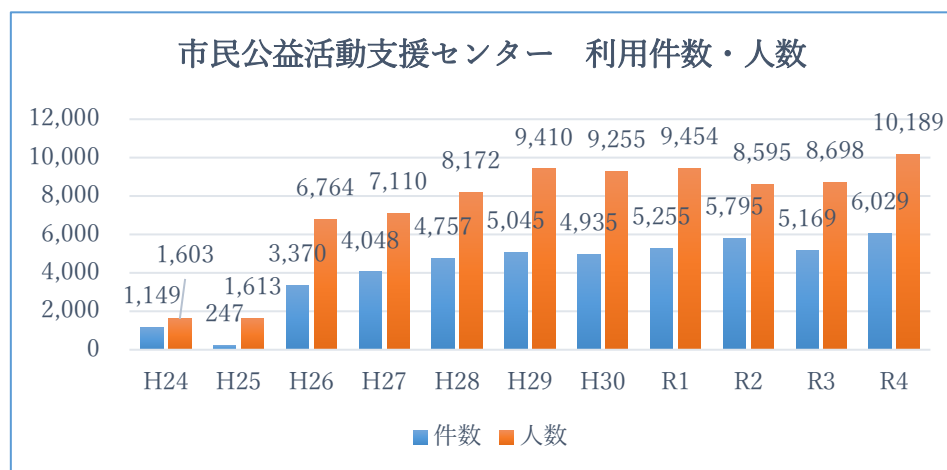
（１）活動拠点の整備

① 市民公益活動支援センターについて

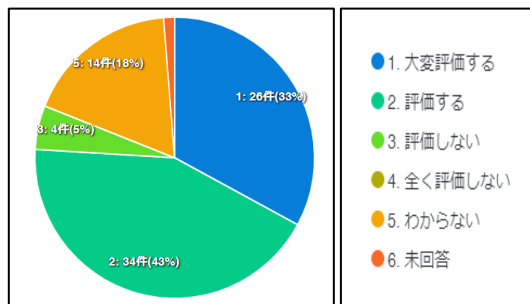
市民公益活動支援センターは、平成 17 年 11 月に市民会館の一室で市が直接運営する形で開設しました。本指針では、市民公益活動をさまざまな面から支え、活動や協働の促進を行うネットワークの拠点として、市民主体の運営のもと総合的な機能を備えたセンターをめざすとしていたことから、平成 23 年にセンターの運営主体を公募し、同年 10 月から市民が主体となった新たなネットワーク型の施設としてリニューアルを図りました。

これにより、センターの利用者数は、令和元年度までは増加し、その後、新型コロナウイルス感染拡大の影響から一時、減少したものの、昨年度（令和 4 年度）は利用件数・人数ともにもっとも多くなっています【グラフ①】。コロナ禍にありながらも、それほど大きな減少には至らなかったことは、センターが市民の活動を支えてきた表れであると思われます。このことは、昨年度（令和 4 年度）にセンターの登録団体を中心に実施したアンケート調査の結果（※）でも、センターが市民公益活動の拠点として地域に根差した支援機関となっている状況からもうかがえます【グラフ②-1】【グラフ②-2】。

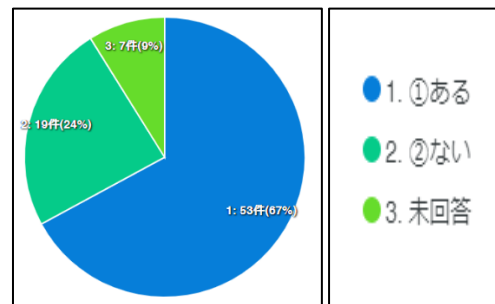
【グラフ①】



市民公益活動支援センターの設置について
【グラフ②-1】

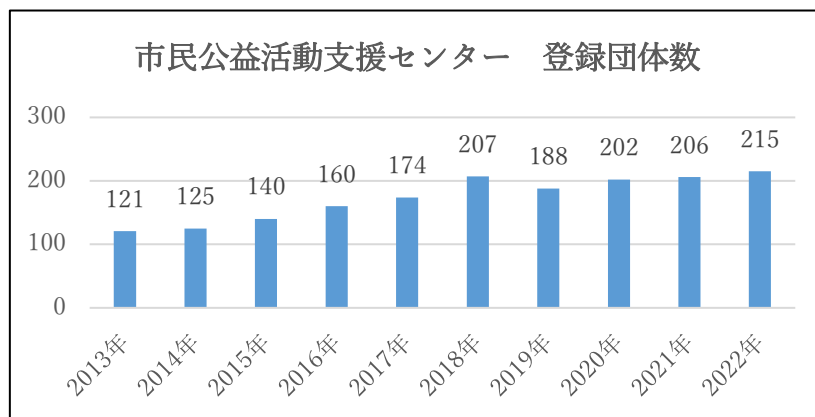


市民公益活動支援センターの利用について
【グラフ②-2】

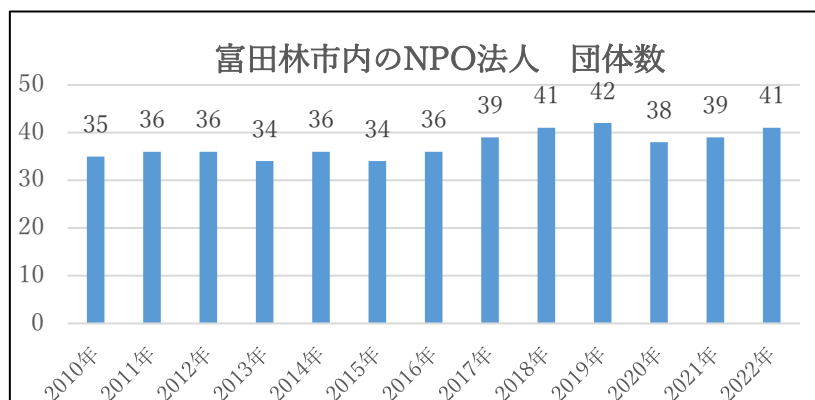


また、センターの登録団体数は、この10年間で2倍近くに増えており、この間、市民公益活動というものが大きく広まったと言えます【グラフ③】。一方、本市に登録する NPO 法人の数は、新型コロナウイルス感染拡大の影響は見受けられませんが、ここ数年は横ばいが続いています。【グラフ④】。

【グラフ③】



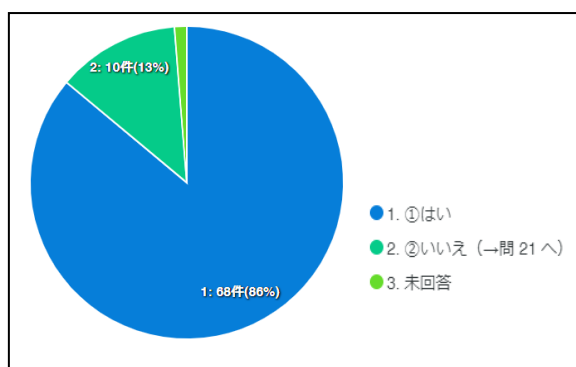
【グラフ④】



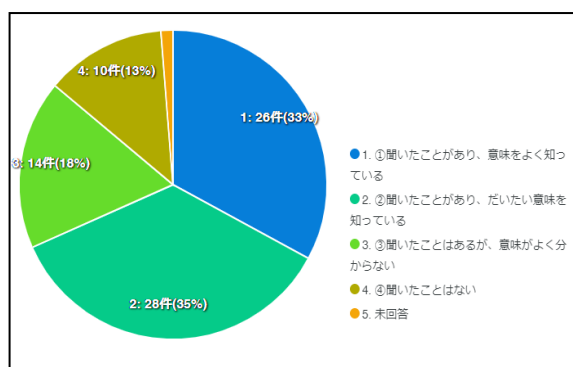
また、センターの役割の一つとして「協働」の推進がありますが、「協働」については86%の団体が活動を進めていくうえで必要であると感じており【グラフ⑤】、そのうち32%が「協働」の相手先として「同じ分野の市民活動団体」をあげています【グラフ⑥】。しかしながら、「協働」の意味がよく分からなかったり、聞いたことがないが31%になっています【グラフ⑦】。

今後のセンターの役割としては、市民活動団体の自主性を尊重しながら、「協働」の意義をより一層広めるとともに、適切な相手と協働できる機会の場の設定などマッチング機能を果たすことが求められます。また、それと同時に、活動に意欲的な人材の発掘や確保、さらには新たに団体を起ち上げる際の支援など充実させる必要があります。

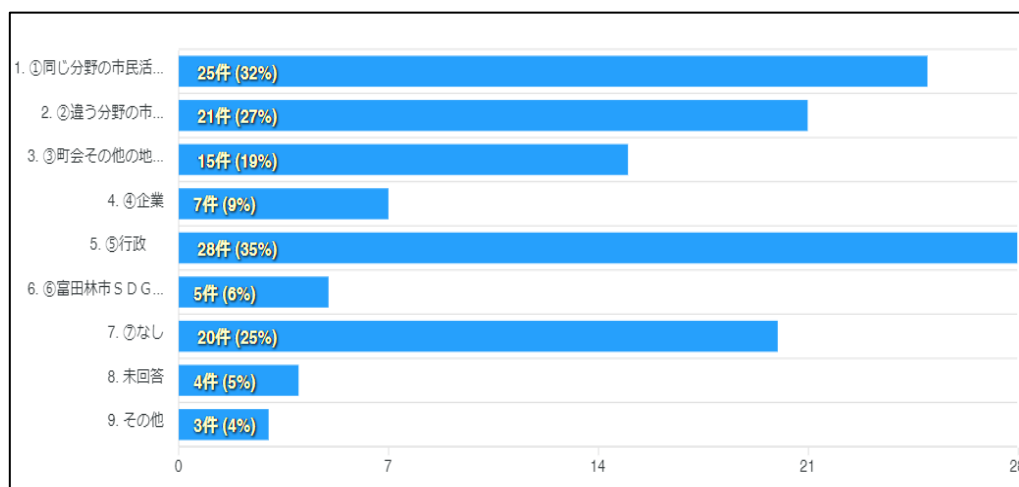
「協働」の必要性について 【グラフ⑤】



「協働」の意味について 【グラフ⑦】



「協働」の相手先について 【グラフ⑥】



② 活動拠点の提供・整備について

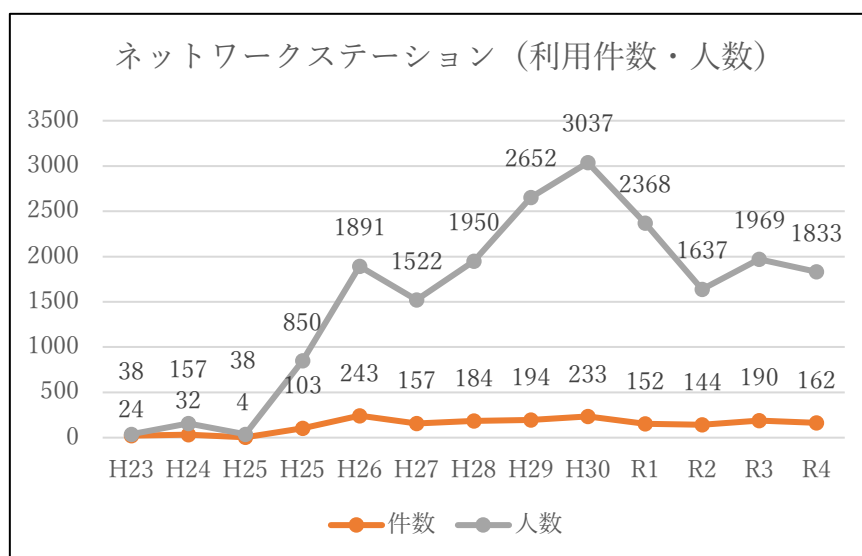
市民活動のための場の提供として、市民公益活動支援センターだけでなく、公民に関わらず他の施設とどのように連携し、ネットワークを築いていくのが課題でしたが、センターが中心となって市内の公共施設や民間施設の有効活用という点からも市民活動を展開する場として確保してきました。

このうちエコール・ロゼなど市内の4つの民間施設を「ネットワークステーション」として位置づけてきましたが、利用者数は新型コロナウイルス感染拡大の影響により大幅に減少し、その後も回復傾向にあるとは言えません【グラフ⑧】。一方、市民会館など市内の5つの公共施設を「公的連携施設」として位置づけてきましたが、利用者数は、新型コロナウイルス感染拡大の影響で減少したものの、その後は大幅に増加し、昨年度（令和4年度）はもっとも多くなっています【グラフ⑨】。

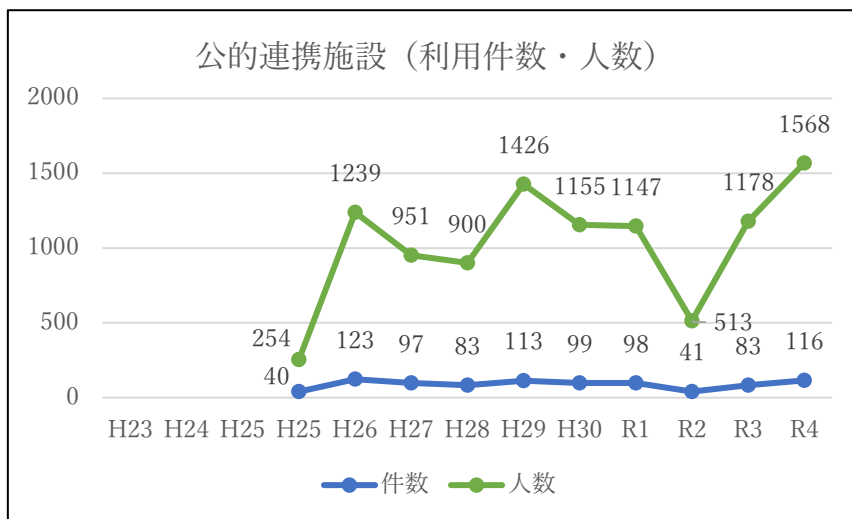
このような状況において、活動場所が少ないと感じている団体は20%にとどまっており【グラフ⑩】、市内の各場所において多様な活動の場を提供できていることは大きな成果であると言えます。

今後は、より地域に密着した他の公共施設や学校の空き教室、空き家なども有効活用して連携、整備していくことも考えられます。

【グラフ⑧】

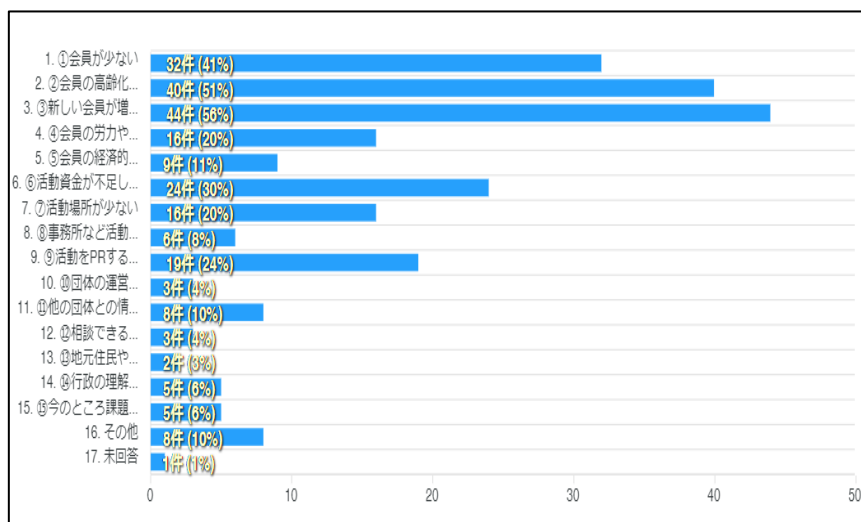


【グラフ⑨】



活動の中で感じている問題点や課題

【グラフ⑩】



(2) 情報公開について

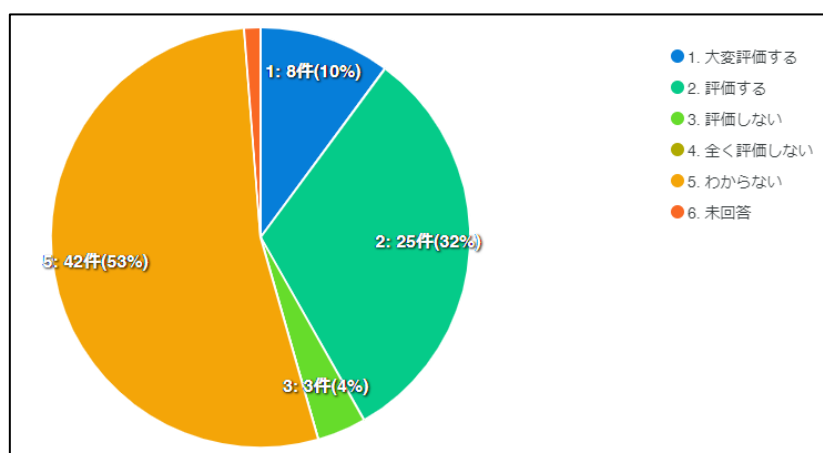
市民公益活動団体の活動や支援内容、協働による成果などを積極的に公開することは、市民公益活動に対する市民の関心や参加を促進し、人材発掘のきっかけともなります。

これまで、市広報誌において市民公益活動や協働に関する情報を定期的に掲載したり、センターにおいても情報誌「サポとん通信」を発行して市民公益活動に関する情報を積極的に発信してきました。しかし、行政と市民との協働の実績や評価、特に地域が主体となって地域課題の解決をめざす事業に対して市が補助する「元気なまちづくりモデル事業」の取組みやその成果の公開については十分ではありませんでした。このことは、本補助制度に対する認知不足や関心の低さ【グラフ⑪】の要因のひとつであると思われます。

今後は、市、センターともに、あらゆる媒体や機会を通じて積極的な情報公開に努め、活動や協働の公平性・透明性・納得性を確保することで、より多くの市民が市民公益活動に関心を持つきっかけとなり、また新たに活動を始めるようとする動機にも繋がっていくものと思われます。

元気なまちづくり事業補助金について

【グラフ⑪】

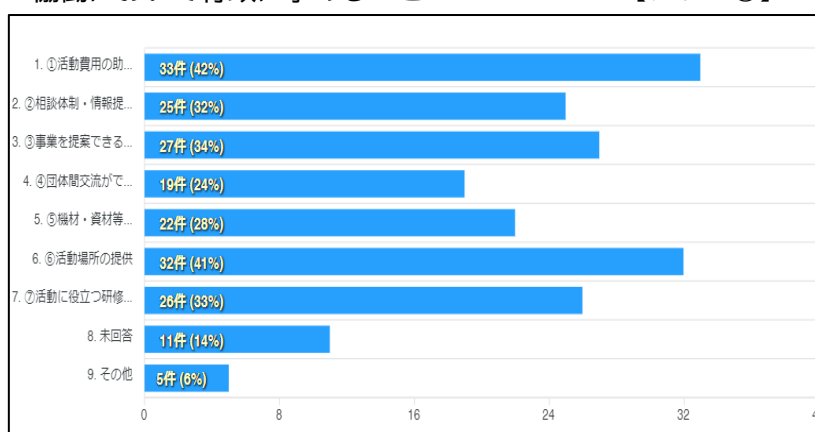


(3) 補助制度について

「協働」において行政に期待することとしては、「活動費の助成」(42%)「活動場所の提供」(41%)「事業を提案できる仕組みの充実」(34%)の順に高くなっており【グラフ⑫】、課題に思っていることとしては、「補助金・委託費等の額が少ない」(28%)「人員不足など、団体内の事情により余裕がない」(28%)「補助金等の対象経費が限られており、使い勝手が悪い」(27%)となっています【グラフ⑬】。

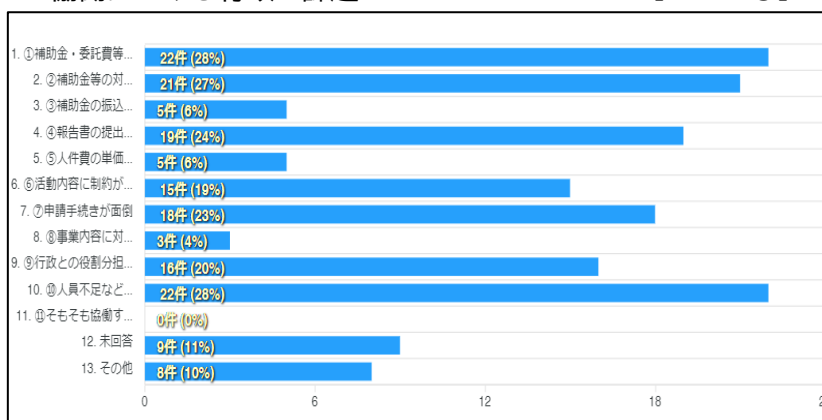
協働において行政に求めること

【グラフ⑫】



協働における行政の課題

【グラフ⑬】



市民公益活動団体は財政基盤の脆弱さが大きな課題であるため、市として、資金的な支援のひとつとして、広域や複数の団体で地域の課題解決に積極的に取り組み、他のモデルとなるような事業に対して補助する「元気なまちづくりモデル事業補助金」を平成 24 年度に創設しました。

この補助制度の活用によって、特に「彼方上地区まちづくり事業」では、地域の課題であった隣接する地域間の連携や住民間のコミュニケーションが促進され、まちづくりに積極的に活動しようとする人や、多くの団体や学校との関わりが増え、新たな人と人の繋がりが生まれるなど大きな成果が得られたものもあります。しかしその一方で、市として、補助期間終了後も事業を継続的に実施できるよう補助団体が自ら資金を確保するなど財政基盤の整備に向けた支援については十分行うことができず、また、補助対象者が「複数の町会等の連合体」、「複数の町会等、NPO等を構成員に含む協議体」であったことから、本補助制度を利用できる団体が限定され、補助団体の固定化に繋がるなど制度の課題も現れてきています。

近年では、社会変革とともに市民公益活動団体のあり方や市民のニーズが多様化しており、今後は、さまざまな分野で、より多くの団体が活用でき、かつ持続可能な事業となるよう補助制度の内容や支援のあり方などを抜本的に見直すことが必要です。また、その他の既存の補助金・助成金等についても、行政と市民との「協働」の意義やあり方を踏まえ、団体を育成・支援するという視点を取り入れることが重要で、それによってさらに大きな成果が得られるものと期待されます。

なお、本市における補助金等に対する考え方については、令和 6 年 2 月に「富田林市補助金等の適正化に関する指針（ガイドライン）」が策定され、令和 6 年度より補助金交付の適正化が図られることになりました。このガイドラインでは、これまでの補助金等は民間と行政が協力して実施しなければならない協働的補助金制度の視点が欠けていたとし、今後は補助金にも協働の考え方を導入する必要があると指摘しています。そして、補助金等の新たな分類の一つとして、地域や団体など民間と行政が協働で実施する事業を「協働事業分担金」として位置づけ、その性質上、単なる金銭的・貨幣的価値や補助率のみに着目せず、民間が提供する労働力や費やす時間なども考慮した制度設計を検討

する必要がありますとしています。つまり、このガイドラインを機に、これまでの行政と民間との関係を見直し、「協働事業」という観点から本来の「協働」のあり方や意義が尊重される制度となるよう求めています。

また、補助金という名称では行政と民間との間に上下関係が想起され、協働事業は行政と民間が対等な立場で行うものであることから「分担金」と定義されているように、「協働」においては行政と民間は対等な関係であるべきだと明確に示しています。

今後は、このガイドラインをもとに補助金等の交付の適正化を図りつつ、本来の「協働」のあり方や意義を取り入れた「協働事業」を実践していくことが求められます。

(4) 人材育成について

市民公益活動や協働をより一層推進していくには、組織運営のノウハウや活動のコーディネート、ネットワークづくりの技術を持った人材やリーダー等を育成する必要があります。これまでセンターが中心となって、さまざまな講座等を開催し、団体運営や事業実施に関する相談、各種助成金や補助金等の情報提供など支援を行っていく中で、多くの人材を育成、発掘してきました。これは現在の本市における市民公益活動の活性化に繋がっているものと思われます。

しかし、市民公益活動団体が活動する中で感じている問題点や課題として「新しい会員が増えない」(56%)、「会員の高齢化が進んでいる」(51%)が半数にのぼっており【グラフ⑩】、新たな人材の確保が課題であると言えます。そのため、これまで市民と職員がワークショップ形式で将来の本市のまちづくりのビジョンを検討してきた「Mira-ton」のあり方を見直し、将来のまちづくりを実際に担う人材の育成を図ることを目的とした「Mira-ton´(ダッシュュ)」を令和4年度からスタートさせました。今後は、市とセンターが連携しながら長期的な視点に立って、本市で市民公益活動や協働を担う人材の育成に取り組んでいきます。

（１）協働の相手について

協働を行う場合、事業の内容、目的に最も適している市民公益活動団体を選ぶ必要があり、その選定にあたっては特定の団体の既得権化につながらないように、決定基準や決定方法、事業内容などを情報公開するといった公平性・透明性の確保に努めていく必要があります。

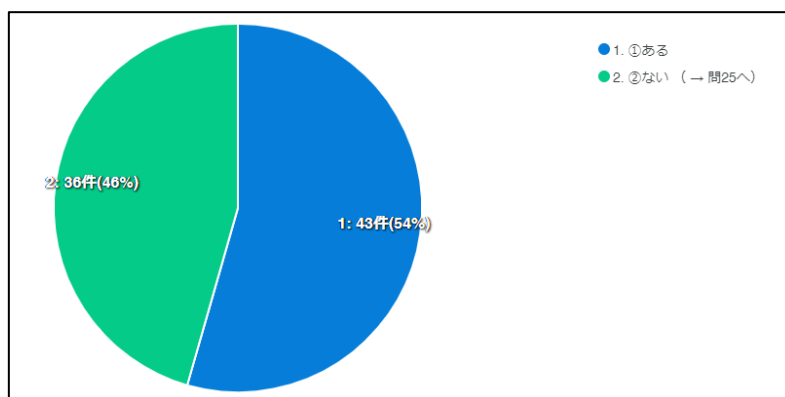
アンケート結果によると、行政と協働したことがある団体は半数以上にのぼり【グラフ⑭】、協働して良かった点として「事業の目的・目標を共有できた」（２８％）「地域課題の解決など成果を上げることができた」（２４％）「コミュニケーション（情報共有や対話等が十分に取れた）」（２２％）の順になっています【グラフ⑮】。一方、問題に感じたこととしては、「特にない」（２８％）がもっとも多くなっています【グラフ⑯】。

また、行政との協働に関する今後の意向については、「積極的に協働したい」（４２％）「充実していくことが望ましい」（４３％）をあわせると８５％となっています【グラフ⑰】。

このように、行政との協働の実績がある団体が半数以上にのぼり、その結果についても効果や意義を感じ、今後も行政との協働を望む声が多いという状況は、これまで「協働」の意義を示してきた現指針の大きな成果と言えます。

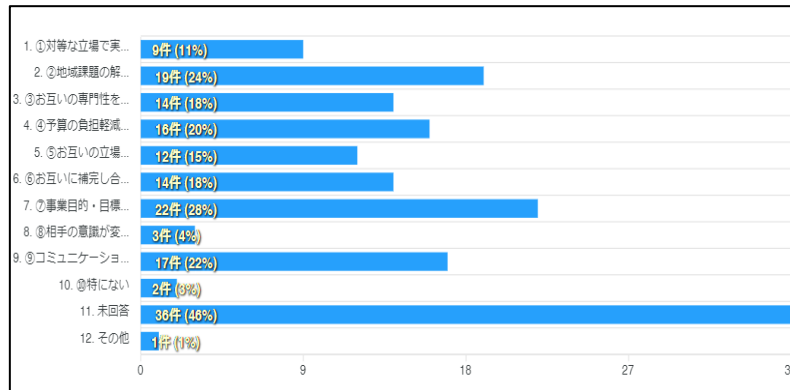
行政との協働の経験

【グラフ⑭】



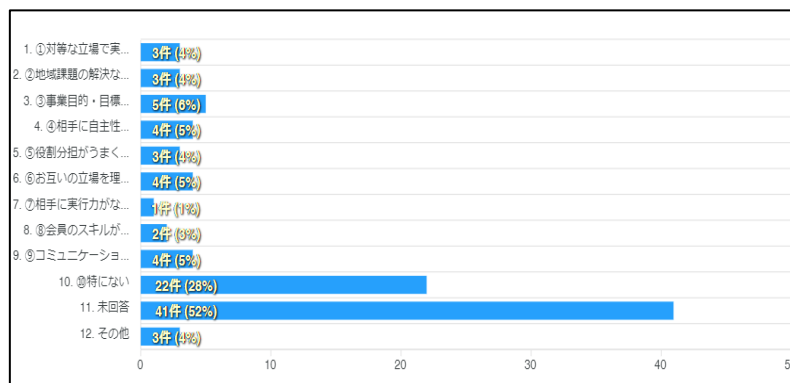
行政との協働で良かった点

【グラフ⑮】



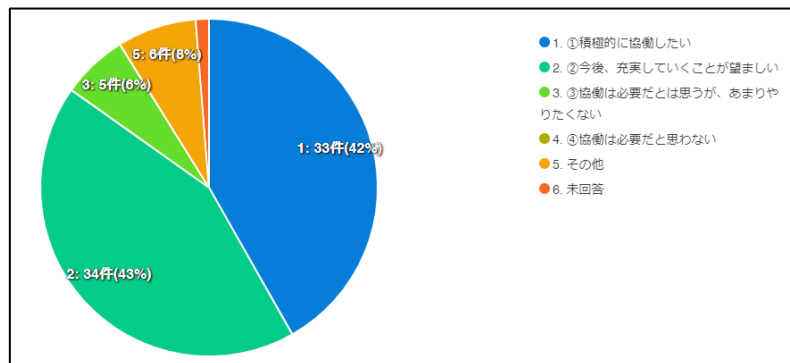
行政との協働で問題に感じた点

【グラフ⑯】



行政との協働に関する今後の意向

【グラフ⑰】



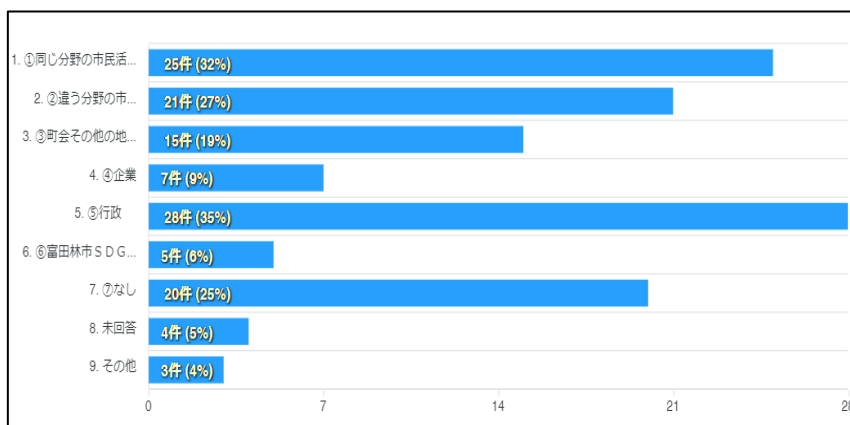
また、市民公益活動団体が実際に「協働」した相手先としては「行政」（３５％）がもっとも多く、次いで「同じ分野の市民公益活動団体」（３２％）「違う分野の市民公益活動団体」（２７％）の順になっていますが【グラフ⑱】、逆に協働の相手先として必要だと考えているのは、「同じ分野の市民公益活動団体」（７０％）がもっとも多く、次いで「町会その他の地域団体」（４８％）「行政」（４７％）の順になっています【グラフ⑲】。その理由として、「協働」す

ることの意義（３８％）やSDGs等の目標達成のための「連携」（２４％）といった理念的な考え方からではなく、「他団体とノウハウ・情報を共有できるため」（６７％）や「より地域に貢献することができるため」（５３％）といったように、同じ分野で活動する団体と協働することによる実務的なメリットを重視していることがうかがえます【グラフ⑳】。

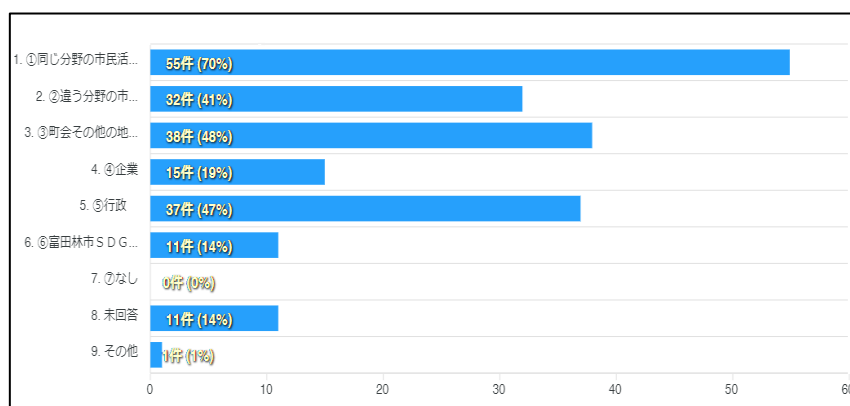
このことから、市民公益活動団体は、協働の相手先とは事業目的や趣旨が合致すること、また賛同できること、そして何より協働の結果として実務的なメリットが得られるような関係であることを求めており、そのための団体間のマッチングは非常に重要であると言えます。

現指針では、『行政に限らず他団体と「協働」を行った実績のある団体は少なく、一部の団体に限られているのが現状』であると当時の状況を指摘していますが、以上のアンケート結果からは、この間、行政だけでなく市民公益活動団体の中でも「協働」に対する認識や実際の取組みが広がってきたことが見て取れます。

協働している（またはしたことがある）相手先 【グラフ⑱】

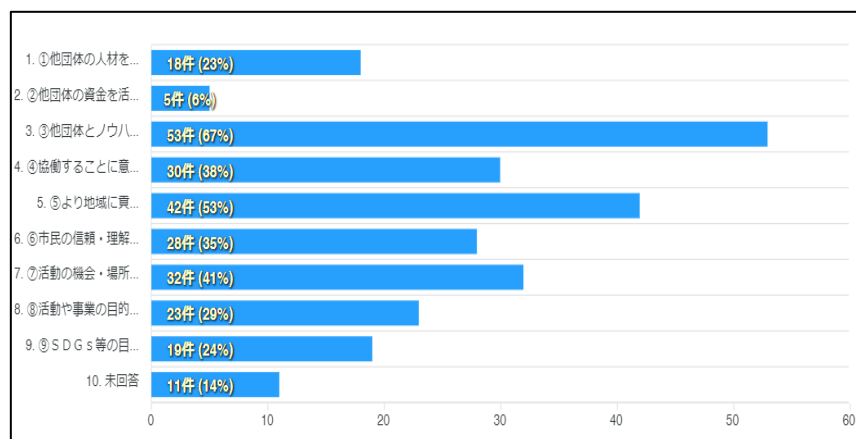


協働で必要だと考える相手先 【グラフ㉑】



他団体と協働したい理由

【グラフ⑳】



(2)「協働型」業務について

指針では、市民公益活動団体と協働を行う場合、どのようにして協働に適した事業を探すのか、例えば「効果面」「事業目的」「費用対効果」「実現性」の観点から検討する必要があるとしています。また、指針策定後に策定された本市総合ビジョンでは、「主体的な市民参加と協働によるまちづくり」がすべての施策を推進するうえでの基本的な考え方となり、言わば、すべての施策における協働の重要性が強調されました。このことにより、施策を進めるにあたっては、市民との「協働」を取り入れるという考え方が行政全体に浸透し、現在では、その施策の目的や効果などを踏まえた「協働」が進んできました。しかし、その一方で、「協働」の手法の一つである「委託」においては、市民公益活動団体という性質上、「協働」という名のもとに事業費用の抑制や予算削減の手段として捉えられ、利用されてきた感は否めませんが、現在では、地域の活性化を図ることを目的とするまちづくりの分野、例えば金剛地区のまちづくりや彼方上地区での地域公共交通の実証実験においては、行政と市民公益活動団体が対等な関係のもと議論しあい、地域課題の解決に向けて一緒に事業を実施するなど、「協働」が進んでいます。

すべての施策において協働の可能性を検討するにあたっては、「協働」の意義や本来のあり方など認識を十分に習得しておくことが必要であり、その実践にあたっては、行政と市民公益活動団体が対等かつ適正な関係のもとに行われなければなりません。そして、「協働」の新たな展開として、市民公益活動団体から協働による事業提案が可能な仕組みづくりを構築することも考えられます。市民の主体性や積極性を尊重することで、協働に対する取組み姿勢や市政への参画意欲がより一層高まり、最大の効果が発揮できるものと期待されます。

(3) 委託制度について

市民公益活動団体と協働を行う際の一つの方法として「委託」があります。委託によって市民公益活動団体の専門性や先駆性が活かされ、従来にないサービスの提供が可能となります。市民公益活動団体にとっても本来の活動が実施でき、さまざまなノウハウなども得ることができるとともに、本市における市民公益活動も活発化し、まちづくりに関わる市民が増えることが期待できます。そのため、委託では、市民公益活動と協働という観点から、価格だけの競争で決めることは必ずしも適当でなく、むしろ、市民公益活動団体の特性を活かせるよう提案内容や価格等を総合的に評価して決定すべきであると指針では示していました。

しかしながら、実際には、行財政改革の一環としてコスト削減のための委託が進められ、例えば、市が民間事業者と委託契約を結ぶ場合、民間事業者の間接経費部分も認められますが、NPO 法人など市民公益活動団体ではその間接経費部分が認められないなど格差が生じていました。このように、市民公益活動団体に対しては適正な価格や仕様でない委託であるために、団体の特性が十分発揮されないことが多く、事業効果も最大限得ることができないという結果を招いていたように思われます。このことは、アンケート結果で、行政との協働を行ううえでの課題として「補助金・委託費等の金額が少ない」（28％）という意見がもっとも多いことから見て取れます【グラフ⑬】。

補助制度のあり方と同様に、今後は、行政と市民との「協働」の意義やあり方を踏まえ、団体を育成・支援するという視点から適正な価格や仕様を設定し、また市民公益活動団体の特性を活かせるような委託契約にするなど委託のあり方を見直す必要があります。さらには、近年では、民間企業と同等の活動を行う市民公益活動団体が増えていることから、市民公益活動団体を民間事業者と同じ扱いにするなど、行政と市民公益活動団体の新たな関係を構築していくことが必要です。

(4) 指定管理者制度について

公共施設の管理を外部へ委託するにあたっては、市民公益活動団体の特性や専門性を活かし、得意とする事業を企画できるような施設の管理運営を委ねることが考えられます。しかし、委託制度と同様に、当初は、低コストを追求する手段として用いられ、指定管理者制度や協働の本来の意義を踏まえた関係を構築してきたとは言い難く、財政基盤の弱い NPO 法人が受託することは困難な状況にありました。

しかし、この間、寺内町にある施設や金剛地区のまちづくりにおいて、地元で活動する市民公益活動団体が指定管理者として受託したケースがあり、事業規模によっては、市民公益活動団体も指定管理者になることが可能になりつつあるように思われます。また、事業者の選定にあたっては、価格や事業者の規模だけを重視するのではなく、事業者としての「基本方針等」や「利用者満足度」「自主事業」「人材育成や研修」など総合的に評価を行っています。特に、地域の人材活用や地域との交流、地域の活性化への寄与も評価項目としてあり、指定管理者として地域の活性化を図ることも重要な役割とされていることから、これを得意とする市民公益活動団体が指定管理者制度においても自分たちの特性や専門性を十分発揮できるものと期待されます。

(5) 評価制度について

協働による事業の評価方法は、市民公益活動団体自身が行う自己評価、行政が行う評価、そして市民が行う第3者評価が考えられ、特定の団体の既得権化の防止や事業の透明性を確保するためにも、その内容を公表することが重要です。また、事前評価、途中評価、事後評価が考えられ、事業実施後には必ず評価を行い、協働の相手、内容、手法を見直すなど、次の事業に反映させなければなりません。

これまで、行政全体として各施策の事業を「活動指標」や「成果指標」を使用して評価を行い、「協働」による事業についても同様の手法で評価を行ってききましたが、今後は、このような単なる「事業」に対する評価ではなく、「協

働」の側面からの評価、つまり「協働」で実施したことによる意義や効果からの評価が必要であり、その際の評価基準の検討や評価の公表という透明性、公平性の確保も不可欠です。

（１）「市民公益活動推進と協働のための市民会議」について

市民公益活動を市民と共に推進し、より良い協働を進めていくため、市民から意見を聴き、それを施策に反映させる場として平成１８年度に「市民公益活動推進と協働のための市民会議」を設置しました。この間、「元気なまちづくりモデル事業」など本市における市民公益活動の推進に関する取組みについて検証し、ご意見をいただくとともに、今後のあり方について助言をいただきました。

今後とも、指針で示された方向性や取組みの実効性、進捗状況の把握、それらに対する評価など行政の取組みを市民目線でチェックを行い、市民公益活動と協働に関する今後のあり方について提言するなど、その機能を引き継いでいくことが重要であり、行政としても市民会議からの意見を施策に反映させていかなければなりません。

（２）推進本部について

市民公益活動と協働を全市的な取り組みとするため、平成１６年度に部局横断的な組織として「市民公益活動推進本部」を設置しました。

総合ビジョン及び総合基本計画の柱である「市民との協働によるまちづくり」を推進していくには、庁内に対して情報発信や啓発を行うなど意識の醸成を図る必要があります。この間、市民会議での議論や指針に基づく施策の取組み状況などについて庁内で情報共有を図ってきましたが、平成２９年度以降は会議の開催が停滞している状況にあります。そのため、今後は、推進本部のあり方を検討する必要があります。

(3) 研修について

市民公益活動団体と協働を推進していくには、協働の意義や手法などについて職員が十分に理解しておく必要があります。これまで市民公益活動団体の現場に職員を派遣して市民公益活動団体の活動を身近に体験するなど職員研修を実施してきましたが、ここ数年は実施できていない状況が続いています。

「協働」による効果を最大限発揮させるには職員が「協働」の意義について理解することが重要であり、そのためには計画的かつ体系的な研修を実施していく必要があります。

(4) 支援・協働施策の制度化について

市民公益活動に対する支援や市民公益活動団体と行政との協働を、既成の枠にとらわれず効果的に推進していくための根拠として市民公益活動促進に関する条例の制定などの法的整備は図られてきませんでした。市の総合ビジョンでは「主体的な市民参加と協働によるまちづくり」がすべての施策を推進するうえでの基本的な考え方となっています。

今後とも、市民公益活動と協働の推進のための効果的な手法等を検討していく必要があると思われます。

（１）地域性を活かした施策の展開

指針では、本市は、古くから石川の両岸に形成された集落を中心に発展した地域と、大小の住宅地開発が急速に進んだ新しい住宅地域、豊かなみどりが残る近郊型農業地域とに大別され、生活スタイルや意識の違いなどがあるものの、行政としてその地域性を肯定的にとらえ、柔軟に活かすような施策の展開が望まれるとしていました。そして、それぞれの地域に根差して活動する地縁団体や市民公益活動団体の特性を活かしながら、自分たちの地域が抱える課題の解決や地域コミュニティのさらなる活性化に積極的に取り組んできました。

このような地域の特性を活かすため、町会・自治会などの地縁団体、社会福祉協議会などの既存公益団体、市の各種関連団体と地域を超えて展開する専門性を持った NPO などの市民公益活動団体との連携を促進する全市的な仕組みづくりとして、平成24年度に「元気なまちづくりモデル事業補助制度」を創設しました。この補助制度の活用によって、特に「彼方上地区まちづくり事業」では、地域の課題であった隣接する地域間の連携や住民間のコミュニケーションが促進され、まちづくりに積極的に活動しようとする人や多くの団体や学校との関わりが増え、新たな人と人の繋がりが生まれるなど大きな成果が得られたものもあります。しかし、近年では、申請団体が減少し、活用する団体も限定されるなど固定化に繋がっていることが本制度の課題としてあげられます。このような成果が他の地域にも波及しなかったことは残念ですが、これまでの成果を引き継ぎながら、より多くの団体が活用でき、全市的な活性化に繋がるよう制度を充実させていく必要があります。

また、近年では、さまざまな分野で活動する市民公益活動団体が増え、活動の細分化やグローバル化も進み、活動に携わる人材も老若男女を問わず、地域の垣根をも超えた活動が行われています。このように変化しつつある社会状況のもと、本市の地域性をより一層活かしていくためには、このような多様な市民公益活動団体をさまざまな側面から支援していくための新たな仕組みづくりを検討していかなければなりません。

(2) 新たな展開

これまで、NPO 法人をはじめ同じ目的意識をもった住民同士の活動としてさまざまな市民公益活動団体が設立され、その担い手のスキルや人材としての資質向上が図られるなど、地域で活躍できる人材が育ってきたことは大きな成果です。しかし、現在では、後続としての新たな人材や団体をいかに育成、支援していくかが課題となっています。

それに対する取組みのひとつとして、現在「Mira-ton´（ミラトンダッシュ）」を開催しています。この「Mira-ton´（ミラトンダッシュ）」は、本市のまちづくりのビジョンや将来像を市民と行政がともに議論して検討し、提案してきた「Mira-ton」の後継となるもので、その次のさらなるステップとして、実際にまちづくりや市民公益活動、協働を担うことができる新たな人材や団体の発掘、育成を目的とし、新たに活動を始めようとしている人の動機づけになることを期待して実施しています。

今後の新たな展開としては、多様な市民公益活動団体をさまざまな側面から支援していくための仕組みづくりとして、財政的な支援でもある「元気なまちづくりモデル事業補助制度」を、これまでの成果を引き継ぎながら、より多くの団体が活用できる制度へと充実を図るとともに、「Mira-ton´（ミラトンダッシュ）」という長期的な視野で取組んでいく人材育成、さらには団体活動の相談や支援を行っている市民公益活動支援センターの取組みとも連携することで、言わば、これらを一体的なものとして運用していくことで、より効果的な成果が生まれるものと思われます。

また、市民公益活動を取り巻く新たな動きとして、行政からの補助金や行政との協働、市民公益活動支援センターによる支援に頼らず、独自に活動する団体も増えてきており、このような市民公益活動団体との「協働」のあり方についても議論していくことが重要です。